

平成 24 年度 第 2 回仙台市環境審議会 議事録

平成 24 年 12 月 3 日(月)

10:00~12:00

仙台市議会第一委員会室

I 次第

- 1 開 会
- 2 新委員紹介
- 3 議事・報告事項
 - (1) 「杜の都環境プラン」の定量目標の進捗状況等（平成 23 年度実績）について
 - (2) 仙台市環境影響評価条例の改正等について
 - (3) 仙台市における震災廃棄物等の処理の概要について
 - (4) その他
 - ・「2012 ドイツ持続可能賞」の受賞について
- 4 閉 会

II 出席委員数

出席 19 名

欠席 6 名（鈴木陽一副会長、嶋中貴志委員、鈴木由美委員、中静透委員、松八重一代委員、間庭洋委員）

III 議事・報告事項

司会(地球温暖化 対策係長)	議事進行に際しては、仙台市環境審議会の組織および運営に関する規則第 5 条第 1 項に基づき、西村会長にお願いしたい。
議長（西村会長）	それでは議事・報告事項を進めていく。 会議の公開に関して、個人のプライバシーに関すること等で非公開の必要がある場合以外は、会議は公開することとしている。今回もそれらに抵触することはないので公開で開催する。 議事録の署名について、会長と出席委員 1 名の署名をもって正式な議事録とすることとし、今回の署名は伊藤浩子委員にお願いしたいがいかがか。
伊藤浩子委員	「了解」
議長（西村会長）	それでは、議事・報告事項（1）に入る。事務局より説明いただきたい。

事務局(環境企画課長)	・資料1に基づき、「杜の都環境プラン」の定量目標の進捗状況等（平成23年度実績）について説明
佐藤わか子委員	10ページの上の地図の数値が、七北田ダムが3.7、大倉ダムが2.3と他と比較してかなり高いが、この要因は何か。また、対策については考えているのか。
事務局(環境対策課長)	ダム等のCODの環境基準超過については、全国的な傾向である。上流部に工場等の汚染源がないこともあり、ダムの法面の枯葉などによる自然的な要因でCODの数値が高いと考えられる。
佐藤わか子委員	大倉ダム上流にある住宅のトイレは汲み取り式で生活雑排水がダムに流れている状況がある。去年、今年と夏がとても暑く、その時期は水位が非常に下がり、今後大きな問題になる可能性は十分ある。以前から、ダムの上流への浄化槽の全戸設置の要望をしている。環境局の所管ではないが、生活雑排水のダムへの流入が数値をあげていることについて、環境局としては問題ないと考えているのか。
事務局(環境対策課長)	委員ご指摘のとおり、現状では生活系排水の一部がダムに流れている状況にある。市では下水道が普及していないところに公設浄化槽の設置事業を進めており、特にダム周辺などの水道水源保全区域では、窒素やリンも処理可能な高度処理浄化槽設置による水質保全に務めている。環境局として、さらなる事業の推進に向けて関係局等にも働きかけながら十分対応していきたい。
議長（西村会長）	対策とこれからの経年変化をみていかなければならぬところだと思う。
杉山委員	17ページの自然共生都市づくりの生物多様性の保全（2）広瀬川創生・清流保全事業について、私自身「建築と子どもたちネットワーク」以外に広瀬川市民会議で活動していて、靈屋下に今度災害復興住宅が140戸できる予定と聞いている。また、来年4～6月に開催の仙台・宮城デスティネーションキャンペーンに向けて、仙台市で準備をすすめている。追廻住宅については、今後の公園化も含めてだが、猛禽類のいる貴重な場所だと思う。そういうことから評定河原の近辺の環境の保全について環境局サイドでも応援していただきたい。
事務局(環境企画課長)	市では公共事業を行う場合、環境局がリードし、周辺の環境保全等に配慮するよう各局に対し調整を行う環境調整システムという仕組みがあり、この案件が該当するのならば対応していく。広瀬川の清流保全事業の所管は建設局だが、環境局で所管していた時期もあり、携わってきたところもある。広瀬川は仙台の母なる川でシンボルがあるので、市民や訪れる方に恥ずかしくないようにしていきたい。

	また、猛禽類については、仙台市の定量目標で生息環境が維持向上されることを掲げており、その実現のためにさまざまな事業等で生息環境等が失われることがないように、事業を推進していきたい。
議長（西村会長）	広瀬川を仙台のシンボルとして保全していく方向性は間違っていないと思う。広瀬川の清流保全事業については審議会もあるので関係課と連携をとり、事業を推進してほしい。
伊藤絹子委員	10 ページのBOD、CODについて、数値が大きいほど水質汚濁が進んでいると記載がある。これを見ると汚濁が進んでいると市民の方も考へるので、人為的な汚濁ではなく落ち葉の腐食による自然汚濁がダムにはあるなら、コメントとして記載したほうがいいと思う。また、数値については人為汚濁か自然汚濁かある程度判別し計測できると思うので、その辺を少し充足していただきたい。
事務局（環境対策課長）	誤解のないよう書き方に留意したい。また判別方法に関しては調査の内容を精査して、検討していきたい。
工藤委員	3 ページ上部の環境への配慮のところで、仮設焼却炉（荒浜）の写真が掲載されている。焼却炉は3機建設して稼動も始まっている。焼却により発生する廃熱の温水を海にそのまま流すシステムになっているようだが、これを発電等再利用するという計画はあるのか。
事務局（震災廃棄物対策室参事）	今回は復興に向けた復旧をめざし迅速な処理を第一としており、基本的には廃熱利用を考えていない。逆に排ガスを冷却するために、井戸水を汲み急冷しているため、温水の発生装置もなく、迅速な処理のため必要な施設しか設置していない。
工藤委員	それはわかっているが、2～3年焼却するのではないか。
事務局（震災廃棄物対策室参事）	焼却炉は基本的にがれき処理終了後に撤去する。平成25年12月には処理が終わる予定だ。ご指摘の余熱利用施設を作ろうとすると、さらに半年以上の工事期間を要するので、それなしで迅速な処理という対応をとってきた。
工藤委員	県内でも、がれきを北九州まで運んで焼却しているところがある。仙台市内の処理が終了したとしても、県内やほかの被災地からのがれき処理の受け入れ等の協力を考えたときに、発電による経済的な採算性について検討する必要はないのか。
事務局（震災廃棄	当初余熱利用で発電し、売電収益を得ながらコストを削減することも考えたが、

物対策室参事)	短期間での処理終了を目指とすると、余熱利用施設、発電施設を作った場合、コストの回収はできない。また、宮城県内で広域処理を行っているが、県のスケジュールでは、基本的には来年度末ですべて終了させる予定である。5~6年かかるという処理ではないので、処理期間と迅速性及びコストの3点を考えた結果、このような対応となった。
工藤委員	5ページの避難所等への防災対応型太陽光発電システム導入事業について伺う。蓄電とシステムのメンテナンスについてだが、どこのバッテリーを使用するのか。リチウムイオン電池はコストが高い。できるだけ県内、仙台市内のビジネスとしてつなげないかという話もあり、その枠組みについてどのように検討していくのか。地域経済の活性化の所管は経済局かもしれないが、連携についてどの程度議論し、その結果どのようになるのか教えてほしい。
事務局(環境企画課長)	避難所等への太陽光発電の蓄電池のシステムについては、太陽光発電や蓄電池だけではなく将来の拡張性を考慮し、公募型プロポーザルでシステム開発を行っている。業者も決定し作業を進めているが、システムについては、特定の大手メーカー品を使用するのではなく、汎用的に使える形でシステムを組んでもらっている。今年度は公募型プロポーザルで決定した業者にお願いしたが、来年度以降はシステムをオープンにし、部品を調達すれば地元企業でも対応できるよう入札等で業者を決定する形にしていく予定である。 蓄電池については、環境省等の指導によりリチウムイオン電池が基本だが、地元企業を含め開発の機会はあると思う。経済局の支援も含め、地元企業が参入できるよう検討していきたい。メンテナンスについては、リチウムイオン電池は高額のため、更新時期に仙台市でどのように負担するかとかという議論はある。経産省が価格を引き下げるためいろいろな努力をしている。さらに、この事業は仙台モデルとして、太陽光発電設備と蓄電池の設置だけではなく、拡張性という視点で電気自動車のバッテリーを活用できることを狙いとしている。電気自動車のバッテリーは、例をあげると、24kWhの電池を積載した市販車は車両価格で300万円ちょっとだ。その規模の電池の購入には1,000万円ぐらいかかるが、車のバッテリーの使用が可能なら、費用が軽減される可能性もある。電気自動車は今後価格が下がる可能性があるので、そういうことも想定しながら将来の更新手続きについての考え方を検討することも一つの選択肢である。
工藤委員	大事なことは、電圧や電流のやり取りについて自動車、施設のどちらのスペックに主軸をおくかで、IT技術をかなり駆使していくことになる。多様な自然エネルギーを電気に変換して、ためて使用する枠組みになるはずだ。その辺が明らかになるのはいつか。

事務局(環境企画課長)	今開発中のものについては、今年度の事業として実施している。来年度は今年度作成したシステムをオープンにして公募できるような形にする。
工藤委員	来年度のいつごろか。
事務局(環境企画課長)	来年度の事業についても早めに工事の発注等しなければいけないと考えている。工事発注の前にはオープンにし、地元の企業にも何らかの形で説明の機会を設けていきたい。
吉岡委員	<p>ダム等のCODについて、分析結果は季節的にはいつのデータなのか。季節変動が相当あると思うが、データの出し方が見えにくい。平均の取り方によって数値が変わるとと思うので、そこを明確にしたらしいのではないか。</p> <p>また、太陽光発電の蓄電池についてだが、使い方によってはかなりのアプリケーションが必要だと思う。いろいろ問題はあると思うが汎用性を持たせられるものは是非進めていただきたい。これに対しては国等も含め、調整が必要だと思うが、是非地元と連携してやっていただきたい。</p> <p>確かに電気自動車は、十分に供給が賄える容量を持っていて価格が安いことがあるが、なかなか難しい制度になっている。その辺も汎用的に使えるよう国と連携し進めてほしい。</p>
事務局(環境対策課長)	ダム等のCODは、水質汚濁防止法の常時監視という位置づけで監視している。常時監視に関しては、宮城県策定の測定計画に基づき実施しており、公共用水域に関しては基本的に月1回という頻度で行っている。CODに関しては中央値ではなく75パーセント値の設定である。誤解のないようデータの取り扱いを留意しわかりやすい表記に努めたい。
事務局(環境企画課長)	<p>太陽光発電と蓄電池のシステムの関連だが、システム開発にあたり、汎用性を一つのポイントとして掲げ、専門の審査会を設定した。今年度は1社にお願いするが、その後はいろいろなところが関われるよう工夫をしているので、完成したときに紹介したい。</p> <p>電気自動車の活用に関しては、制度構築時の環境省との打ち合わせの際に、仙台モデルとして実施したいことを申し上げ、V2Hという電気自動車から施設側に逆給電できる機械も補助対象とするよう要望したが、実現しなかった。仙台市が被災都市として、他地域に対し、このシステムによる将来の安全性についてPRする事業もあるので、国に柔軟に考えてもらえるように働きかけを継続的に行っていきたい。</p>

吉岡委員	環境省、経産省と協力して進めていただきたい。委員としてもご協力をお願いしたい。
工藤委員	車のバッテリーの電圧は、直流でかなり高い電圧だ。200Vもあれば、300Vのバッテリーを積んでいる車もある。ソーラーパネルや風力発電も含め、施設側のほうも一番効率よく蓄電しようとするときに、バッテリーの電圧は決まる。電圧の違う車が集合し電力の供給を受けることになると、施設側に電圧変換のための変換機が必要になる。議論されたとは思うが、以上のことと含めて基本的なスペックを市として提示し、決めたのか。
事務局（次長）	今回の審査はこちらのイメージにあうものを各企業から提案いただくものであり、大手メーカー品をそのまま使用するところもあれば、自社開発し実証試験を行ったものを提案するところもあった。細かい電気回路やソフトについては詳しい審査が難しかったため、東北大学の環境科学研究所を通じて電気自動車の最先端に関係している先生方にご協力いただき、インバータの技術等について仕様等を含めみていただいた。その際大手メーカーから全部購入しないと難しいものは可能な限り排除した。イメージは組み立てパソコンで、メーカー保障はないが必要な部品を買ってきて組み立てれば、一定の機能をきちんと果たすことができるというものだ。今回のシステムについてもリチウムイオン電池、インバータがある範囲内で入っているスペックのもの、例えば電池であれば200Vから380Vまでに対応可能なもので市販品を購入し、組み立て、積載し、接続を行えば機能を発揮する基本モデルを設計していただくものである。汎用品を購入すれば組み立てができ、メンテナンスが地元の企業でも可能なものを考えて、今回基本仕様の企画提案をしていただき選定した。来年度は基本的に入札にするため、地元業者にも参画いただけると思う。
佐藤由紀子委員	3ページの（2）のアスベストの記載についてだが、空間放射線量や放射性物質濃度について月ごとに測定し、ホームページ上でその結果も公表されている状況だ。報告書の構成がほぼ完成しているので難しいかもしれないが、グラフ等で示していただくとわかりやすいと思う。
事務局（環境対策課長）	アスベストについては、毎月測定結果を市のホームページで公表している。ほとんどがND、つまり定められた測定方法で定量可能な下限値以下なのでグラフ化する必要性は薄いと考える。基本的には市の検出状況に関しては安全を確保しているものと判断している。
事務局（震災廃棄物対策室参事）	放射性物質については、仮設焼却炉周辺は1週間ごと、がれき搬入場は毎月測定し、その結果をホームページ上で公表している。ただし、放射性物質のデータをこ

	の報告書に新たに書き加えることは難しいと考える。
事務局（次長）	<p>基本的に放射性物質については環境基本法、水質汚濁法、大気汚染防止法で扱わない法律体系のため、今まで年次報告書として実績には載せていない。今回の原発事故を契機に関係法令の見直しの中で放射性物質についても扱う可能性があり、今後法律の改定を行う方向性であることを聞いている。今までの法律では放射性物質は扱わないことが明確だったため、経常的な実績報告書に掲載していない実態がある。今後自動車の排気ガスと同様、定常的に空間線量を測ることになれば、いずれは掲載される可能性はある。</p> <p>震災関係の記載については校正の最終段階に入っているので、時間的に可能な限り対応する努力をしたいと思うが、それについてはご理解いただきたい。</p>
佐藤由紀子委員	現在の問題として資料があるなら表を載せていただくとわかりやすいと思ったまでだ。もし可能であればよろしくお願ひしたい。
渡辺委員	今の話はもっともな話だ。8ページの大気環境の記載部分を一般の方は一般用語に近い形で大気環境と読む。実際は大気汚染防止法等の体系のもとに表をまとめているということだが、私も佐藤委員と同様の印象を持っている。国の動向は踏まえる必要はあるが、復旧・復興の過程で新次元の防災環境都市ということを掲げているので、地元のニーズに即した観測体制を将来的には考えてほしい。例えば現在休止中の中野測定局の今後の方向性や、また測定項目についても以前は対象ではない微小粒子状物質が対象となる等ターゲットになる物質が変わってきている。そういう点を積極的にみていくことが、視点としてあってもいいのではないか。
議長（西村会長）	多数のご意見をいただいたが、大きな修正が必要な意見はなかったと思う。微修正については私と事務局で調整し、修正が可能なところは修正の上で公表することで了承いただけるか。
委員	「異議なし」
議長（西村会長）	続いて、議事・報告事項（2）に入る。事務局より報告いただきたい。
事務局（環境都市推進課長）	・資料2-1～6に基づき、仙台市環境影響評価条例の改正等について説明
議長（西村会長）	ただいまの事務局から報告について、ご質問やご意見等はあるか。

佐藤わか子委員	資料2-2の5その他について、本市でも風力発電所を条例の対象事業にすることだが、この規模要件は今後の検討課題となっていくのか。資料2-6をみると、神戸、広島、福岡市は1500kW以上、北海道は1万kW以上である。大きな規模を対象とするところと小さな規模を対象にするところと2つに分かれるようだが、仙台市の考え方はどうになっているのか。
事務局(環境都市推進課長)	規模等は県の動向等を踏まえながら、今後本市の中で検討していきたい。基本的な考え方としては国でかなり大規模なものを対象とし、自治体ではそれよりも小さいものを対象とするが、非常に小さなものまで規制対象とする考えはない。ご指摘のあった他の自治体の事例だが、政令の改正の前からこういう要件としているところもあるので、変則的なところもある。
工藤委員	<p>風力発電の件については、2極化している。例えば神戸市はエリアの問題であり、北海道のように居住者が少なく風力効率の良い場所に作る自治体は、大規模になってしまっており、そこは使い分けだと思う。マイクロ風力発電は今後普及していくと思うが、かなり容量が小さい風力発電は規制対象外という考え方でよろしいのか。この条例で定める必要があるのはかなり大規模な風力発電であり、地域の太陽光発電、風力発電、マイクロ水車等の規制のかけ方についてレベルを選別してほしい。小さなものまで規制すると再生可能エネルギー活用の流れに逆行するものもある。</p> <p>また、資料2-3にかさ上げ道路のルートが記載されているが、この地域の海岸側の道路に十年程の間に住宅が増え、そこが津波被害にあった。東日本大震災の時には一般道路が渋滞し、住民以外の営業車両等がいっせいに道路に集中したために犠牲が多くなった。震災時に住民専用の避難道路としてそれほど大きな道路でなく農免道路のようなものでいいので、3キロのスパンで横軸に避難道路を作ることを提案している。防潮堤の機能を保全しながら横軸に避難道路のような農道を増やそうとしたときに、この条例が障害にならないよう工夫していただいたほうがいいのではないか。</p>
事務局(環境都市推進課長)	避難道路については資料2-3の2ページに赤い点線で避難ルートがでている。今の話は担当部局に伝えるが、この条例改正は審査そのものを簡略化するという内容である。風力発電については細かい部分まで制限する考えは現段階では持っていない。
佐藤由紀子委員	改正については事前調査書を作るということで、方法書の前の段階での住民からの意見聴取があるかないかだけだと思う。すぐに改正してもいいと思うのだが、今回改正を見送った理由、すぐに改正する必要がない理由を教えてほしい。

事務局(環境都市 推進課長)	委員ご指摘のとおり、住民からの意見等を計画段階から反映する制度かどうかが最大のポイントである。今回ただちに改正しない理由は、本市では事前調査書制度のもと一定の配慮がされており他自治体等と比べて、制度としてそれほど遅れていないことが一点ある。また、一段階前からの手続きが入ることが事業者に大きな負担となり、特に本市では震災関連で様々な事業の開発案件も集中している状況のなかで慎重な対応が必要であり、経済への影響等も含めて総合的に判断するべきだと考えている。その点についてもこの審議会の中で十分議論いただいたうえで決定したいと考えている。
佐藤由紀子委員	今後の検討課題なのか。
事務局(環境都市 推進課長)	この審議会の中で今後検討していただきたいと思っている。
議長（西村会長）	市としては現段階では法アセスの改正に対応して条例を改正するわけではないが、この審議会で委員の方からいただいた意見を踏まえ検討するということでよろしいか。
事務局(環境都市 推進課長)	そのとおりだ。
議長（西村会長）	法アセスの改正に伴う条例アセスの改正についての市としての対応に関しては、今まで委員の方もだいぶ理解を深め意見をお持ちだと思うので、次回以降の審議会で議論を重ねさせていただきたい。
吉岡委員	仙台市環境影響評価制度の概要で、事前調査については事業者が行い、その内容について、審査会という専門機関が精査して、その意見を市長にあげる。調査には相当な労力や時間、費用がかかるので、事業者が提出したものを審査会というある種の専門機関のようなところで客観的な評価をし、第三者機関では別途調査をしないということでいいか。
事務局(環境都市 推進課長)	そのとおりだ。
吉岡委員	概要の冒頭で住宅、団地の造成などの開発事業を行う場合とあるが、開発ではなく整備事業になった場合は該当するのか。

事務局(環境都市 推進課長)	対象事業としては森林の伐採、道路やダム等様々あるが、基本的には造成事業や土地の改変等も対象になる。
吉岡委員	対象は開発事業を行う場合と記載があるが、もし環境に影響するもので整備に相当するものが含まれるのであれば、その部分をきちんと書いたほうがいいのではないか。整備事業であり開発事業ではないといわれた時に対象にならないのでは怖いので、補足いただければと思う。
事務局（次長）	確かに委員のご指摘の場合もあると思うが、逆に整備と書いたときに、例えば5ha以上の中間伐する森林整備の場合、対象とはならないのに対象として誤解されることもある。対象としては、整備であっても開発であっても土地の改変を伴うもので環境に影響を及ぼす場合を考えており、整備を対象とした場合、別の誤解が生じる可能性があるので、こういう表現としている。
吉岡委員	その辺は臨機応援に対応できるようにするという理解でよろしいのか。
事務局（次長）	臨機応変に対応するというよりは、「〇〇整備事業」となっていても土地の改変のように形を大きく変える、環境等に大きく影響を及ぼすものは、基本的に開発と呼んでいる。森林を間伐するような保全のための手入れ整備については該当せず、人為的に重機等を使って改変するものを開発という形で呼んでいる。環境影響評価では、影響の小さなものは含まないということで開発という言葉を使っているので、ご理解いただきたい。
鳥居委員	震災特例対象事業の県道のかさ上げ事業の追加については、事業自体を非常に急いでいると思うが、津波等でかなり自然環境がかく乱され、その結果としてレッドリスト対象種が出現しているところもあるので、専門家の意見も聞き可能な限り影響を回避するようお願いしたい。
議長（西村会長）	この件は事業の着手は比較的短縮できるが、以降は従前どおりということでよろしいか。 先ほどの条例アセスについては、今後の法アセスの改正に対する市としての対応、また風力発電のアセス対象の規模についての市としての考え方がでてくると思う。今後委員の皆さんからご意見をいただくこともあると思うので、よろしくお願いしたい。
議長（西村会長）	続いて、議事・報告事項（3）に入る。事務局より報告いただきたい。

事務局(震災廃棄物対策室参事)	・資料3に基づき、仙台市における震災廃棄物等の処理の概要について説明
議長（西村会長）	ただいまの事務局から報告について、ご質問等はあるか。
佐藤わか子委員	現地も見せていただき、リサイクルが進んでいるのは十分わかっている。焼却灰の石積埋立処分場の容量について、第1期分は満杯になると思う。第2期工事を早急に始めないと間に合わないのではないか。また、不燃物について市内民間埋立処分場に搬入をしているが、この処理能力はどれくらいか。
事務局(震災廃棄物対策室参事)	<p>石積の埋立処分場の第1期工事分はまもなく埋立終了するが、今回の石巻ブロックのがれきの受け入れ量については残存容量を踏まえ10万トンに決めている。2期工事については、震災によりごみ量も増えていることから現在基本設計に着手しており、平成30年までは2期工事で稼動できる体制をとることで前倒しで進めている。</p> <p>また、2点目の不燃物の埋め立てについては、主に石膏ボードや土砂の篩い残渣などを埋め立てている。市内民間埋立処分場は1社しかないので、その埋立容量の中で本市のがれきの不燃物の埋立の能力に合うように調整をしているところであり、基本的には本市のがれきの埋立分は確保されている。</p>
議長（西村会長）	議事・報告事項（4）に入る、事務局からご報告いただきたい。
事務局(環境都市推進課長)	・資料4に基づき、「2012 ドイツ持続可能賞」の受賞について報告
議長（西村会長）	ただいまの事務局から報告について、ご質問等はあるか。なければ、その他としてご質問やご意見等はあるか。
杉山委員	太陽光発電の設置について、市では施設200カ所に設置することで進めていると思うが、他県では屋根貸しというシステムに参入しているところがある。このシステムはすばらしく、事業費がなく太陽光発電の設置はできなくても、屋根を貸すことで太陽光発電が設置され、収入も得ることができ、各住宅に電気の分のお金が回る。こういった事業をNPOで始めているところもあり、団体に支援することで環境の次のステップに生かせるのではないか。例えば長野県上田市ではあいのりくんという形で事業が行われており、小さなシステムだとは思うが、仙台市でも可能であれば参考にしていただきたい。

事務局(環境企画課長)	太陽光発電の屋根貸しについては、神奈川県が先進的に取り組んでいる。先進地の話を聞いて、課題を整理しながら仙台市の取り組みについて考えていきたい。 また、NPOや市民の方の取り組みへの支援については、議会の調査特別委員会で以前議論があった市民共同発電といったものについて、事業の枠組みを前向きに考えていきたい。
議長（西村会長）	ご質問等なければ、議事を終了する。円滑な進行にご協力いただき感謝する。
司会(地球温暖化対策係長)	これで平成24年度第2回仙台市環境審議会を終了する。ありがとうございました。

この議事録について、会議の内容と相違がないことを認める。

平成25年2月28日

仙台市環境審議会署名委員

会長 西村 修 

委員 伊藤 浩子 